大船渡市 プレスリリース

定例記者会見資料
令和８年 11 月５日（木）
担当：総務部財政課
財政係（内線 224）

令和９年度予算編成方針について

当市における財政の現状は、持続可能な財政運営に向けて、健全財政を維持するための取組を強化しつつ、一方では、将来を見据えた事務事業を着実に推進する必要があります。

このため今般、令和９年度の予算編成に係る基本的な考え方や各課等が予算要求を行う際の留意事項を示す「令和９年度予算編成方針」を作成しました。

１　基本的な考え方

次の点に留意し、事業の検討を行う。

⑴　重点的に取り組むべき三つの事項の推進

ア　産業の振興と新たな人の流れの創出

・誰もが働きやすい魅力ある職場環境の整備や雇用の創出

・地場企業の経営力強化と稼ぐ力の向上（新技術・ＤＸ導入や付加価値化）、創業・新産業創出への支援

・関係人口の創出・拡大と移住・定住の促進

イ　安心して子どもを産み育てられる環境づくり

・妊娠から出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

・子育て環境の向上

ウ　質の高い行財政運営の推進

・ＤＸの推進による市民の利便性向上と行政運営の効率化

⑵　令和７年大船渡市大規模林野火災からの着実な復旧

２　主な留意事項等

⑴　継続事業については、事業の必要性を改めて検討した上で、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すこと。

⑵　指定管理料等の委託料の積算に当たり、人件費及び物価変動に伴う必要経費については、適切かつ合理的に算定すること。

⑶　各課等の予算要求に係る一般財源の額は、令和８年度当初予算額以下を原則とする。

※詳細は添付の「令和９年度予算編成方針について（通知）」のとおり

財　第　96　号
令和８年 10 月 23 日

各　部　課（室・局・所・署）長　　様

副市長　　藤　枝　　修

令和９年度予算編成方針について（通知）

令和９年度予算編成に当たっては、歳入面では、三陸町地域における雑種地の固定資産税評価の見直しや、賃上げ等を背景とした所得環境の改善などにより、市税収入の増加が見込まれるものの、歳出面では、扶助費の増加に加え、人件費や物価の上昇に伴い、一部事務組合への負担金や公営企業への補助金・出資金等、公共施設の指定管理料を始めとする物件費（委託料・賃借料等）など、経常的経費の増加が見込まれる。また、金利の上昇に伴う公債費の増加も懸念されることから、引き続き厳しい財政環境が続くものと見込まれる。

一方で、市内経済の基盤強化を図るとともに、子どもを産み、育てる幸せを実感できる環境づくりを進め、本市の将来都市像である「ともに創る　やすらぎに包まれ　活気あふれる　三陸のにぎわい拠点　大船渡」の実現に向け、各般の施策を着実に推進する必要がある。また、令和７年大船渡市大規模林野火災（以下「林野火災」という。）関連事業を着実に推進していかなければならない。

こうした財政環境や政策課題を踏まえ、本市の財政運営に当たっては、財源不足を補ってきた財政調整基金の減少や実質公債費比率の上昇など、財政状況の変化に十分留意する必要がある。その上で、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、健全財政を維持しながら、将来を見据えた施策や事業に積極的に取り組んでいく必要がある。

ついては、令和９年度の予算要求に当たり、下記に掲げる特に優先的に取り組むべき施策を踏まえるとともに、国・県を始め、企業や各種団体等の補助・助成制度を有効に活用するなど、更なる歳入の確保に努めること。また、歳出については、不要不急の事務事業を安易に継続することなく、課内及び部内において、その必要性や効果を十分に検証した上で、これまで以上に徹底した見直しを行い、予算要求に反映させるよう通知する。

記

１　予算要求に際しての基本的な考え方

⑴　**次の点に留意し、事業を検討すること。**

ア　重点的に取り組むべき三つの事項の推進

（ア）　産業の振興と新たな人の流れの創出

・誰もが働きやすい魅力ある職場環境の整備や雇用の創出

・地場企業の経営力強化と稼ぐ力の向上（新技術・ＤＸ導入や付加価値化）、創業・新産業創出への支援

・関係人口の創出・拡大と移住・定住の促進

（イ） 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

・妊娠から出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

・子育て環境の向上

（ウ） 質の高い行財政運営の推進

・ＤＸの推進による市民の利便性向上と行政運営の効率化

イ　林野火災からの着実な復旧

⑵　所管する事務事業について、事業効果等を十分に検証した上で予算要求すること。また、事業ごとに年度内に執行可能な事業量を十分に精査し、多額の繰越額や不用額が生じることのないよう、特に留意すること。

⑶　市議会や各地区等からの要望については、事業内容、事業費及び充当財源等を十分に精査するとともに、優先度や緊急度を勘案した上で、予算要求すること。

⑷　市総合計画 2021 実施計画への登載事業については、内示された調整額を上限とし、指摘事項に的確に対応するとともに、事業内容や事業費を更に精査した上で予算要求すること。

なお、重点的に取り組むべき三つの事項についても、今後の予算編成において、事業費を調整する場合があることを、予め了知願いたい。

⑸　林野火災に関連する事業については、林野火災対策局と調整の上で要求すること。

⑹　東日本大震災関連事業については、まちづくり基金の津波復興基金（平成 23 年度交付分）が今年度末で廃止する予定であることから、安易に継続することのないよう抜本的な見直しを行うこと。

２　具体的な留意事項

⑴　歳入については、国・県を始め、企業や各種団体の補助制度等について情報を的確に把握し有効活用を図ること。また、未利用資産の処分を進めるなど、新たな財源の確保に努めること。

⑵　使用料・手数料については、受益者負担の適正化や公平性の観点から、「使用料・手数料の見直し指針（令和４年８月一部改正）」に基づき、条例等の見直しを含め受益者負担の適正化を図ること。※保存先：グループウエア＞ライブラリ＞財政係関連内

※保存先：グループウエア＞ファイル管理＞財政係関連内

⑶　新規事業にあっては、目的、手段、事業期間、費用対効果等を整理した資料を添付すること。

また、一般財源を伴う事業については、必ずスクラップ・アンド・ビルドにより捻出した財源を振り替えるとともに、事業の終期を明示すること。

⑷ **大船渡市ふるさと納税基金の特別枠を、財源として活用したい事業については、企画調整課に協議の上、要求すること。（基金活用見込額 6,000 万円）**

⑸ **継続事業については、事業の必要性を改めて検証し、所管する予算を聖域なく抜本的に見直すこと**。

また、指定管理料等の委託料の積算に当たっては、人件費や物価の変動に伴う必要経費を適切かつ合理的に積算し、予算要求すること。

その上で、**課全体の一般財源要求額は、令和８年度当初予算額以下を原則とすること**。

なお、財政課への見積書提出時に、この基準を超えている際には、見積書の再提出や予算要求内容の再検討を求める場合があることから、特に留意すること。

⑹ **燃油等物価高騰対策で実施した事業については、単に継続せずに、ゼロベースで必要性等を十分検討すること。**

⑺ 事業の選択に当たっては、各種計画との整合性を確保するとともに、行政が担うべき責任の範囲を的確に見極め、事業の合理性や受益と負担の公平性に留意すること。また、将来の財政負担等も勘案し、優先度や緊急度を踏まえて事業を選択すること。

⑻ 補助金等については、「補助金等の見直しに関する指針」に基づき、行政の責任分野や市の課題解決との整合性、経費負担の在り方、費用対効果、補助団体等の決算状況等を検証し、見直しを行った上で、継続・廃止・縮小など、整理合理化を図ること。

※　保存先：グループウエア＞ライブラリ＞共通資料内

⑼ 公営企業会計については、独立採算制の原則を踏まえ、企業としての経済性を発揮しながら、業務運営の合理化・効率化に徹し、健全な経営に努めること。

また、特別会計についても、事業の収支状況や一般会計との負担区分を十分に精査し、一般会計からの繰入金を必要最小限に抑えること。

⑽ 当初予算は、事務事業の計画的な執行を図る年間予算として編成することから、補正予算は法令若しくは制度の改正等その後に生じた特別の事由に基づくものに限定することに留意すること。

⑾ 現在、国・県では、令和９年度予算の編成中であるため、常に情報収集に努め、予算要求時に確実視されるものについては、制度改正等が行われることを前提として積算すること。

また、予算要求後に情勢が変化した時には、**令和８年 12 月 25 日を期限として、**速やかに要求内容を変更し、財政課に報告すること。